

国税犯則調査（査察調査等）の手続の見直し（案）

- 経済活動のICT化・多様化等の進展に伴い、犯則事件を取り巻く環境も急速に変化している。
- 他方、国税犯則取締法については、昭和23年の改正以降、大幅な改正がなされておらず、こうした環境変化に対応した証拠収集が困難となってきた。

経済活動のICT化

〔 パソコン等の差押えにより、業務に著しい支障が生じるおそれがある、又はパソコン等を差し押さえても、外部のサーバに保存されている電磁的記録を証拠化できない 等の問題が生じている。 〕

平成23年の改正で刑事訴訟法に措置された電磁的記録の証拠収集手続にならい、証拠収集手続の整備を図る

経済活動の多様化

〔 犯則嫌疑者が置き去った物件を領置できない、夜間に犯則調査を開始することができない 等の問題が生じている。 〕

関税法に定める犯則調査手続にならい調査手続等の整備を図る

その他

〔 規定が片仮名・文語体である 等 〕

その他所要の整備を図る

電磁的記録の証拠収集手続の整備（案）

平成23年の改正で刑事訴訟法に措置された手続にならない、電磁的記録の証拠収集手続の整備を図る。

○ 電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法

パソコン等の差押えに代えて、データをCD-R等に複写・移転・印刷し、CD-R等を差し押さえることが可能となる。



○ 接続サーバ保管の自己作成データ等の差押え

外部サーバ等に保管されている一定の電磁的記録を、差押え対象のパソコンに複写した上で、パソコンを差し押さえることが可能となる。



○ 記録命令付差押え

サーバの管理者等に、電磁的記録をCD-R等に記録・印刷させ、CD-R等を差し押さえることが可能となる。



○ 通信履歴の電磁的記録の保全要請

プロバイダ等に対し、通信履歴の電磁的記録について、30日（特に必要な場合は通じて60日）を超えない期間を定めて保全要請できる規定を設ける。

○ 差押え等を受ける者への協力要請

差押え等を受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができる規定を設ける。

その他の調査手続の整備(案)

関税法に定める犯則調査手続にならない調査手続等の整備

【国税犯則調査において対応できていない事項】

- 検査・領置の対象に遺留物を追加
- 郵便物等の差押え
- 強制調査の夜間執行制限の緩和
- 領置・差押物件を還付できない場合の措置
- 管轄区域外における職務執行制限の緩和

【国税犯則調査において運用上対応している事項】

- 許可状請求の手続(許可状請求に当たり資料を提供)
- 許可状の提示
- 身分証明書の提示
- 臨検・搜索・差押えにおける立会い
(あわせて、代替的立会人の範囲に、都道府県職員を追加。また、徴収手続についても、同様の整備。)
- 領置・差押目録の謄本交付
- 調査のための出頭要請
- 鑑定嘱託(あわせて、裁判官の許可状に基づく鑑定処分の手続を整備)

【間接国税に係る事項】

- 通告処分の対象範囲の見直し等
(申告納税方式の間接国税を、重加算税の対象として、通告処分の対象から除く。また、間接国税に係る質問検査の対象に取引先を加える。)
- 告発が訴訟条件であることの明確化
- 検査(任意調査)拒否に対する罰則の廃止

その他所要の整備

- 翻訳・通訳の嘱託
- 搜索証明書の交付
- 調書の作成手続
- 執行を中止する場合の処分
- 通告処分による公訴時効の中断を停止に変更
- 瑕疵ある通告処分に対する更正の手続
- 条約相手国等の情報提供のための調査手続の整備
- 国税通則法への編入
- 現代語化
- その他所要の規定の整備

(※) 国税犯則調査の手続の見直しについては、平成30年4月1日施行